

袖ヶ浦市ホームページバナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、市ホームページにバナー広告を掲載するにあたって、その広告表現について、袖ヶ浦市広告掲載要綱、袖ヶ浦市広告掲載基準及び袖ヶ浦市ホームページ広告取扱要領に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者に誤解を与えるおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク(警告表示)
- (3) ラジオボタン(選択肢の表示)
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- (6) その他、入力等何らの操作ができると誤解させるおそれのあるもの
(G I Fアニメ)

第3条 G I Fアニメを用いる場合は、利用者に不快感を与えないよう配慮すること

(市ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、利用者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止する。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 利用者が市の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラストは十分に取り、また背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第 6 条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。